

中国四国農政局本局交渉（全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年2月24日（水） 17：30～17：40（10分）

2. 場 所：中国四国農政局第9会議室

3. 出席者：

中国四国農政局	長岡 功	総務部長
同	千秋 隆	総務部次長
同	大谷 義行	人事課長
同	細野 浩二	人事課管理官
同	伊村 仁志	人事課管理係長

岡山分会	和泉 徹	委員長
同	京本 功	副委員長
同	山形 成生	書記長
同	近藤 ゆかり	財政部長
同	木山 英樹	執行委員
同	堀越 英樹	執行委員
同	片井 博文	執行委員
同	大西 弘二	執行委員
同	森山 武雄	執行委員

4. 議 題：超過勤務縮減対策について

（全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要

大谷人事課長：本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。

全農林中国四国地方本部岡山分会から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、中国四国農政局長あて要求書のⅡの③中「実効性のある超過勤務縮減対策に積極的に取り組むこと。」の部分及び岡山統計・情報センター長あて要求書のⅡの②中「実効のある超過勤務縮減対策の実施により超過勤務を縮減すること。」の部分とし、その他の事項については、権限外事項であることや管理運営事項、また中央段階で交渉対象とした事項に該当することから、要望事項として承るとの整理をしましたので、それを前提として交渉を開始致します。

和泉委員長：全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会委員長の和泉です。昨年9月の分会定期大会で選任されました。

無許可専従の問題を受け、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」なりを組合としても大きく受け止めており、今回の交渉が初めてとなりますが宜しくお願い致します。当岡山分会の組合員については、四百数十名いますが、その組合員の思いについてまとめ、昨年12月2日に要求の申し入れをお願いしているところであります。2月19日の予備交渉の場で、本日の取扱は超過勤務縮減対策にまつわるところとされました。超過勤務縮減は、かねてより要求してきた事項であり、また、職場でも多いメンタルヘルス面の対策にも繋がると思いますので、勤務時間管理者としての当局のご見解なり頂きたいと思えます。

要求書内容については、山形書記長から説明させていただきますので、宜しくお願いします。

山形書記長：書記長の山形です。よろしくお願い致します。

本日、提出させて頂く要求書は、昨年3回分会定期大会での議論を踏まえ、私たちの身近で起こっている職場課題を整理し、要求事項として取りまとめたものであります。課題の解決に向け、努力して頂くよう交渉の申し入れを昨年12月にお願いしたところでございます。しかしながら、予備交渉において、超過勤務縮減対策以外の事項については、交渉事項とならないとされ、我々、組合として、到底、納得・理解していないことを申し伝えます。なぜ、対象とならないのか私たちがいくら意見を述べても、納得できる回答が見いだせないのので、今回につきましては、予備交渉で対象とならないとされた、事項については、意見は申しませんが、この中には、管理運営事項ではあるが、職員の労働条件に係わる部分も多々ありますので、今後の、交渉では、少しでもテーブルに載せて頂くようお願いするとともに、期待しております。

さて、本題の超過勤務縮減対策についてでございますが、本日ご回答を頂くわけですが、現在、職場では職員が病気で休んだり、精神面、健康面で悩んでいる方が少なからずいると認識しております。この要因の一つとして、先程委員長の方からもござ

いましたけれども、超過勤務の多さにも問題があるのではないかと考えております。

超過勤務の内容は様々であると考えておりますが、管理職が縮減に対する意識なり意欲を持って対応して頂ければ改善できる部分もあると考えております。恒常的に超過勤務が続くことの無いよう、当局として意識を持って頂き、超過勤務縮減に向けたご努力をお願い致します。

我々としても、国民視点に立ち、いかに行政サービスを向上していくか、サービスの質を落とさず、どのように業務を遂行していくか重要な課題であると認識しておりますので、当局におかれましても、実効性のある超過勤務縮減対策に積極的に取り組んで頂きますよう、本日、要求させて頂きます。

長岡総務部長：総務部長の長岡でございます。どうぞよろしくお願い致します。今回の交渉は、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」が出来てから初めての交渉になる訳でございますが、基本方針の趣旨を遵守しながら、交渉を行っていきたいと考えております。

それでは、ただいま全農林中国四国地方本部岡山分会から提出のありました、要求書の内、交渉対象事項以外の事項については、御要望として賜ることと致しまして交渉対象事項となりました、超過勤務縮減対策について回答させて頂きます。局長あての要求書と岡山統計・情報センター長あての要求書とそれぞれ項目がございますが、超過勤務縮減についてということでございますので、一括で答えさせて頂きます。

従来から超過勤務縮減対策につきましても、中国四国農政局の重要な課題の一つとして取り組んでいるところでございます。

超過勤務の縮減については、当局の努力で改善できる面が多くあります。また、管理者の取り組み次第で結果が変わってくると認識しているところでございます。

各管理者による職員の業務管理、職員に対する助言・指導も必要と考えておりますが、各管理者は勿論のこと、職員の皆様方の超過勤務に対する意識改革も重要と考えておりますので、職員の皆様方のご協力を得ながら、超過勤務縮減に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

我が中国四国農政局独自の取り組みと致しまして、平成19年から毎年12月を超過勤務縮減月間に設定致しまして、各管理者は勤務時間外の業務が真に必要であるか十分に精査するなど、事前命令の徹底を図りながら、実効ある超過勤務縮減に向けて取り組んできたところでございます。

その結果、昨年12月の平均超過勤務時間は、昨年の4月から11月までの平均超過勤務時間が12.2時間なんでございますが、それに比べ12月の平均超過勤務時間は7.0時間と大幅な減となったところでございます。

また、本局における毎年4月から次の年の1月末までの平均超過勤務時間を平成20年度と21年度で比べますと、若干21年度の方が0.4時間ほど増えておりますが、ほぼ同じような時間数で推移している状況であります。

そうは言いましても、これから年度末に向けまして業務多忙な時期を迎える訳でございます。また、新たに戸別所得補償制度という新たな業務に対応していかなければなりません。今後とも、気を一段と引き締めまして引き続き超過勤務縮減に向けて努

力してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

山形書記長：ご回答ありがとうございました。総務部長から超過勤務縮減対策について、今後も積極的に取り組んで頂けるとご説明頂きましたことを、改めて確認させていただきます。

私たちは、現在、職員と管理職との信頼関係が崩れていると思っております。冒頭でも、申しましたけれども、次回の交渉時には、私たちの意見に理解頂けることが少しでも増えることを期待しております。

また、今後、良好な労使関係を築いていくために、当局、組合、お互いの努力が必要であると我々は、考えておりますので、引き続きご理解とご協力お願い致します。

(終了)

中国四国農政局長
勝山達郎 殿

全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会
委員長 和泉 徹



要 求 書

私たちは、第3回分会大会での論議を踏まえ、職場課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

I. 2010年配置転換について

- ①組織再編にかかる情報については迅速に行うこと。
- ②研修参加者の担当業務について業務調整を行い、超過勤務が増加しないようにすること。

II. 超過勤務縮減等について

- ①業務に見合った人員配置を行い、超勤勤務縮減を図ること。
- ②一部の職員について、超過勤務手当が全額支給されていない現状がある。必要な予算を確保し、超過勤務手当の全額支給を行うこと。
- ③超過勤務の実態を調べるために、超過勤務整理簿等とパソコン等の電源 ON、OFF を照合するなど、実態を把握されたい。また、実効性のある超過勤務縮減対策に積極的に取り組むこと。

III. 上記以外の労働条件について

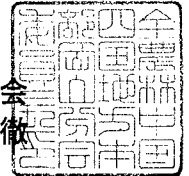
- ①休日に出張した場合、JR 等の利用時間及び官用車の同乗者等旅程に要する時間は勤務時間と見なされず、現地での実労働時間のみ振り替え、超過勤務の対象となっている。休日の出張の場合は、移動に要した時間も勤務時間とすること。
- ②旅行において、バスやタクシーなどが必要となる場合等、合理的な理由がある場合は旅費の支給を認めること。
- ③人事異動については、希望を尊重し、本人の適正にあった、適材適所に配置すること。

以 上

09全農林中四国岡山要求第2号
2010年2月24日

中国四国農政局地域第一課長
中村 達彦 殿

全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会
委員長 和泉 徹



要 求 書

私たちは、第3回分会大会での論議を踏まえ、職場課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

超過勤務縮減等について

特別会計職員の超勤手当が一部カットされている。必要な予算を確保し、超過勤務手当の全額支給を行うこと。

以 上

中国四国農政局
岡山統計・情報センター長
寒川 好美 殿

全農林労働組合中国四国地方本部岡山分会
委員長 和泉 徹



要 求 書

私たちは、第3回分会大会での論議を踏まえ、職場課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

I. 2010年配置転換について

研修該当者が安心して研修に出席できるよう配慮すること。また、業務運営に支障が生じたり超過勤務が増加しないよう業務調整を行うこと。

II. 超過勤務縮減等について

- ①必要な予算を確保し、超過勤務手当の全額支給を行うこと。
- ②突発的な業務の発生や大規模な業務については管理職が厳格な勤務時間管理体制を確立すること。また、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により超過勤務を縮減すること。
- ③地方において超過勤務時間を縮減するために、本省庁における在庁時間削減目標を確実に実効すること。

III. 上記以外の労働条件について

- ①業務における交通事故に対しては、国が責任をもって事後処理を行い、当事者に対して精神的にも金銭的にも負担がかからないよう対応すること。
- ②時間に制約のある出張では、官用車の高速道路利用をもっと自由に行えるようにすること。

以 上